

神立ニュータウン白鳥建築協定の概要

協定区域	白鳥町字箕の口977番2外
敷地	細分化してはならない
用途	建築できる用途は第一種低層住居専用地域内で建築できるもののうち、次の各号に掲げるものとする。 (1) 専用住宅 (2) 兼用住宅（事務所、店舗その他これらに類するものとし、カラオケスナックは除く） (3) 診療所（獣医院は除く） (4) 巡査派出所、公衆電話所等の公益上必要な建築物 (5) 前各号に付属する建築物
建ぺい率	50%以下
容積率	100%以下
建築物の高さ ※宅地地盤面とは本協定を設定したもののから敷地の引渡しを受けた日の地盤面をいう。	(1) 最高高さ10m以下（宅地地盤面から） (2) 地階を除く階数は2以下とする。 (3) 北側斜線 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下 (4) 道路斜線 当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じた数値以下 (5) 付属建築物は軒高2.3m以下（宅地地盤面から）
壁面後退	外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界（道路境界を含む）までの距離は1m以上。ただし、次に掲げるものは除く。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の部分 (2) 付属建築物及び車庫
門・塀	道路境界及び公園境界の塀は、生垣等の開放性のあるものとする。石積ブロック等で築造する場合は、高さ1.2m以下とし、縁石を避け敷地の内側に施工すること。
その他	(1) 付属建築物の床面積の合計は5㎡以下（車庫は除く）

※上記の表は参考資料程度としてご利用いただき、詳細については、協定書及び協定運営委員会に確認してください。